

「傾向と課題」を踏まえた コンプライアンス・リスク管理の 実務対応

行方国際法律事務所 弁護士

行方洋一

はじめに

本年7月10日に公表された金融庁「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」の一部更新版(以下、「傾向と課題」という)では、様々な課題や悩みを抱えながらもコンプライアンス・リスク管理の創意工夫を行っている金融機関の事例が数多く掲載されている。

本稿では、傾向と課題を踏まえ、コンプライアンスを経営の根幹をなすものと捉え直し、リスクベースでメリハリのある取り組みを行うことの実務対応について、令和元事務年度分の更新

事例を紹介しながら解説する。

一 傾向と課題の位置付け と2つの視点

コンプライアンス・リスク管理に関する金融庁の検査・監督については、2018年10月15日公表の「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」(以下、「基本方針」という)で考え方と進め方が整理された。傾向と課題は、基本方針に基づくモニタリング結果等を取りまとめ2019年6月に公表された事例集を、令和元事務年

度に行った実態把握等の結果に基づき更新したものである。傾向と課題では、法令等の既存のルールを遵守すれば足りるという発想から抜け出し、企業価値の向上につながる真摯な努力を進めることが、コンプライアンス・リスク管理において必要としている。

この点に関して、基本方針では、①コンプライアンス・リスクはビジネスモデルや経営戦略自体に内在する場合が多く、その管理は経営の根幹をなすものであるとしている。また、②リスクベース・アプローチ、すなわち、費用対効果等を踏まえた

うえで、自らのビジネスにおいて、利用者保護などに重大な影響を及ぼし、ひいては金融機関自身の信頼を毀損する可能性のある重大な経営上のリスクの発生を防止することに重点を置いて管理する必要があるとしている。

このように金融機関では、コンプライアンスについて、法令等遵守といった従来の発想から脱し、①経営の根幹をなすものとして取り組むとともに、②リスクベースでメリハリのある管理を行うことで、企業価値の維持・向上につなげ、持続的な成長に貢献するものに変革してい

預金の不正出金事案に関する法律上の問題

小沢・秋山法律事務所 弁護士 香月 裕爾

はじめに

本年9月上旬、資金移動業者が提供する電子決済サービスであるアカウントを利用した銀行預金の不正利用が発覚した。折から銀行業界は、オープンAPIによる電子決済代行業者との提携や金融商品の販売等に関する法律の全面的な改正による金融仲介サービス業者との連携が経営課題となっているが、一般の個人顧客からすれば、自分の預金を第三者が勝手に移動させることができるという事実に衝撃を受けたのではなからうか。後記では、事案の概要等、銀行と資金移動業者との法的関係、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収

益移転防止法」という）に基づく取引時確認、関係者の民事責任等および今後の課題について検討することとする。なお、本論稿における意見にわたる部分は、あくまでも筆者の個人的見解にとどまり、筆者が所属するあらゆる組織または団体の見解を示すものではないことをあらかじめお断りする。

一 事案の概要等

1 事案の概要

預金者とは別人の第三者（以下、「不正行為者」という）が、預金者になりすまして資金移動業者のアカウントを開設する。不正行為者は当該アカウント開設前に、フィッシング詐欺等の

方法により、被害者である預金者の銀行口座の口座番号とパスワードを取得しており、これらの情報を利用して、資金移動業者を通して、被害者である預金者の銀行口座から当該アカウントに不正に振り替えて入金が行われる。

したがって、預金者が知らないうちに、自己名義のアカウントが開設され、銀行口座から当該アカウントに預金が移される事象が本件事案である。

なお、資金移動業者のアカウントは通常の銀行口座と異なり、銀行口座等を介さずに現金の払戻しはできないことから、家電量販店やコンビニエンスストアにて換金性の高い商品が購入され、換金されたようである（注1）。

2 本件の要因

資金移動業者のアカウントが不正利用された事件の背景には、次のような複数の要因が考えられる。

- (1) 預金者の口座情報の漏洩
銀行の預金者の口座情報が何らかの手段によって、漏洩して不正行為者側に知られている。この情報がなければ、不正行為者による不正利用はできないから、大きな要因であると解される。一般的には、いわゆるフィッシング詐欺によって漏洩した可能性が指摘されているところである。
- (2) アカウントの開設時の確認不足
本件不正行為がなされた2番目の要因として、通信事業を営

金融サービス提供法(改正金融商品販売法)の概要と実務への影響

村田・若槻法律事務所 弁護士 足立 格

一 改正に至る経緯等

金融機関が行うビジネスには色々なものがある。そのうち、仲介業に関するものとして、銀行法によって規律される銀行代理業、金融商品取引法によって規律される金融商品仲介業、保険業法によって規律される保険募集、貸金業法によって規律される貸金業などがある(以下、これらを「金融仲介サービス」という)。

現状は、金融機関が金融仲介サービスを行うためには、提供するサービスごとに、当局の許可や登録等を取得する必要がある(銀行代理業であれば銀行代

理業者許可、金融商品仲介業であれば金融商品仲介業者登録、保険募集であれば保険募集人登録等、貸金業であれば貸金業者登録、をそれぞれ受ける必要がある)。

もつとも、昨今の情報通信技術の目を見張る進歩・発展により、オンラインでのサービスの提供が可能となり、金融機関を取り巻く環境も大きく変化し、サービスごとに切り分けて許可や登録等を取得し、そのためサービスごとに顧客へのサービス提供主体が異なるという現状のビジネスモデルではなく、金融仲介サービスをワンストップで提供することへの強いニーズ

が生じている。

このようなニーズを受けて、平成29年11月16日の金融審議会総会において、金融担当大臣から、「機能的・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと」という諮問がなされた。この諮問を受けて、金融審議会の決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ(以下、「WG」という)で議論が重ねられ、WGは令和元年12月20日、報告(以下、「WG報告」という)を公表した。その後、金融庁は令和2年3月

6日、金融商品販売法の一部改正案(金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案)を国会に提出し、同改正法は、同年6月5日に成立している(同改正法により、金融商品販売法の題名が「金融サービスの提供に関する法律」と改められたため、本稿では、同改正法を「金融サービス提供法」という)。金融サービス提供法は、

① 金融サービス仲介法制(「1つ」の登録を受けることにより銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うこ

金融行政方針の概要と金融機関に求められる取組み

有限責任監査法人トーマツシニアマネジャー 弁護士 今野 雅司

はじめに

金融庁は、2020年8月、令和2事務年度の金融行政における重点課題に対する金融行政の方針につき、「令和2事務年度金融行政方針」(コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く)として公表した。7月の金融庁長官就任後、はじめてとなる今回の金融行政方針は、昨事務年度までの「金融行政のこれまでの実践と方針」を踏襲しつつ、コロナ対応に重点を置いた記載を中心に据えているほか、項目ごとの昨事務年度の実績と本事務年度の作業計画を「補足資料」として別冊の構成とし、

本文については20頁程度におさめるなど、形式面でも若干の変更がなされている。

本稿では、金融行政方針につき、預金取扱金融機関に関係する部分を中心に、その概要と金融機関に求められる取組みを概説する。なお、本稿において意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属し、またこれまでに所属したいかなる組織・団体の見解を示すものではない。

金融行政方針の概要

金融行政方針は、「はじめに」として、冒頭で以下の3つを重点課題として掲げている。

① コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

② 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く

③ 金融庁の改革を進める

このうち、「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」は、金融行政方針の標題にも掲げられている。金融機関が金融仲介機能を發揮して、企業や家計を支えられるよう万全を期すとともに、コロナ後の経済の力強い回復と新しい社会の建設に備えられるよう目配りしながら対応を進めるとしており、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた金融行政を実践していく姿勢が標題からも窺われる。

金融行政方針の概要は(図表1)のとおりである。以下では、預金取扱金融機関に係る部分を中心に、重要なポイントを解説する。

一 コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

金融行政方針は、第一に、新型コロナウイルス感染症対応に取組む旨を掲げている。記載している項目自体は従来の金融行政方針と共通するものも多いが、いずれの項目についてもコロナ禍の現状を踏まえた金融行政のあり方について記載するほか、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた金融庁のこれ